

## 騒音の作業環境測定

作業環境の実態を絶えず正確に把握しておくことは、職場における健康管理の第一歩です。作業環境の現状を認識し、作業環境管理・作業管理を適切に実施し健康管理につなげていくことが重要です。「騒音障害防止のためのガイドライン」は、平成4年10月に策定され騒音作業に従事する労働者の健康障害防止を推進しています。その中で、騒音に関する作業環境測定は、以下のように規定されています。

### 単位作業場所

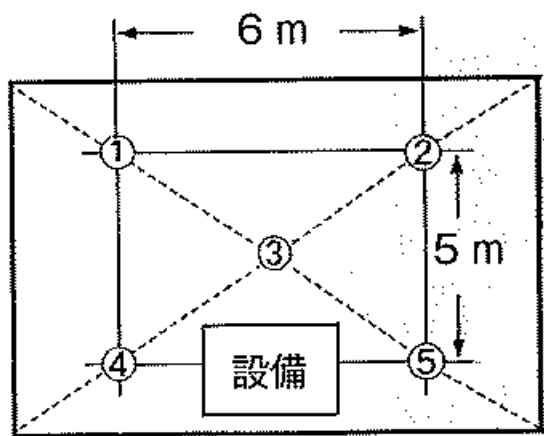
作業環境測定基準では、測定は「単位作業場所」ごとに行うことと定められています。騒音職場における単位作業場所は、作業者の行動範囲、騒音レベルの分布状況に基づいて定めるもので、作業者が常時作業するために立ち入る場所で、おおむね80dB(A)以上の騒音レベルであるような範囲とします。

### 作業場の騒音測定

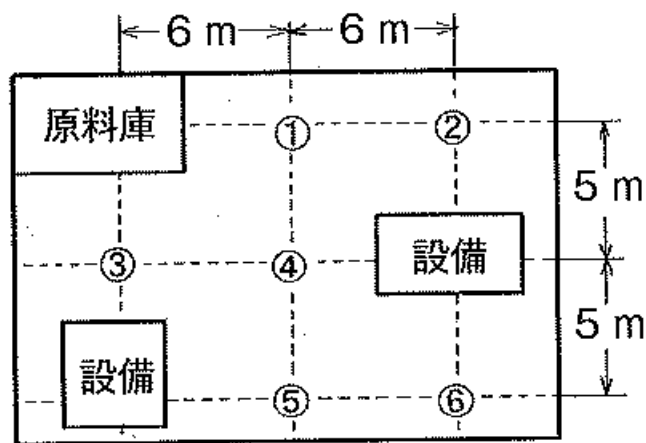
作業場の騒音測定は、A測定、B測定ともに10分以上の等価騒音レベルの測定を行なうことになっています。

### A測定

単位作業場所内の平均的な騒音レベルの分布を調べるための測定を「A測定」といいます。A測定は、作為的な測定を避けるため6m以下の等間隔で無作為に選んだ5点以上の測定点で行うことが、作業環境測定基準で定められています。



(1) 対角線法



(2) 平行線法

## A 測定の測定点の決め方の例

### B測定

発散源の近くで作業する作業者が高い騒音レベルにばく露される危険があるかないかを調べるための測定を「B測定」といいます。B測定は、作業方法、作業姿勢、騒音レベルの発散状況等から判断して、測定値が最大となると考えられる位置で、測定値が最大となると考えられるときを含めて10分間測定します。

## 作業環境測定結果の評価

事業者は、単位作業場所ごとに、次の表により、作業環境測定結果を評価することになっています。

		B 測定値		
		85dB(A)未満	85dB(A)以上 90dB(A)未満	90dB(A)以上
A 測定 平均値	85dB(A)未満	第Ⅰ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	85dB(A)以上 90dB(A)未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	90dB(A)以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分

- 備考 1 「A測定平均値」は、測定値を算術平均して求めます。  
 2 「A測定平均値」の算定には、80dB(A)未満の測定値は含めない。  
 3 A測定のみを実施した場合は、表中のB測定の欄は85dB(A)未満の欄を用いて評価を行う

### 管理区分ごとの対策

事業者は、作業環境測定結果の評価に基づき、管理区分ごとに、それぞれ次の措置を講ずることになっています。

#### 第Ⅰ管理区分の場合

第Ⅰ管理区分に区分された場所については、当該場所における作業環境の継続的維持に努める。

#### 第Ⅱ管理区分の場合

- ① 第Ⅱ管理区分に区分された場所については、当該場所を標識によって明示する等を講ずること。
- ② 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第Ⅰ管理区分となるよう努めること。
- ③ 騒音作業に従事する労働者に対し、必要に応じ、防音保護具を使用させること。

#### 第Ⅲ管理区分の場合

- ① 第Ⅲ管理区分に区分された場所については、当該場所を標識によって明示する等を講ずること。
- ② 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第Ⅰ管理区分又は第Ⅱ管理区分となるよう努めること。

なお、作業環境を改善するための措置を講じたときは、その結果を確認するため、当該場所について作業環境測定を行ない、その結果の評価を行うこと。

- ③ 騒音作業に従事する労働者に防音保護具を使用させるとともに、防音保護具の使用について、作業中の労働者の見やすい場所に掲示すること。

### 測定結果等の記録

事業者は、作業環境測定を実施し、測定結果の評価を行ったときは、3年間保存することになっています。